

有害な租税競争と国際租税協調

鶴田 廣 巳*

(関西大学商学部教授)

1. 有害な租税競争とその背景

金融の自由化と情報・通信技術の発展は、世界経済のグローバル化を急速に進行させた。クロス・ボーダーの資本移動と多国籍企業の世界的活動は、近年、かつてない規模とテンポで展開している。

表1は、この四半世紀にわたる海外投資の流れの方向と構成についてみたものであるが、これによれば、対外投資と対内投資、および両者の差である純流入はいずれも時期を追うごとに急角度でその規模を拡大させていることが読みとれる。とりわけ、80年代後半以降の時期は対外投資、対内投資ともに、それ以前とは比較にならないほどの膨張ぶりを示す。さらに立ち入って分析すると、OECD加盟国と非加盟国の内訳では、対外投資の場合には、直接投資、証券投資ともに前者が95%前後を占めており、資本の流れは圧倒的にOECD加盟国から生じていることがわかる。だが、対内投資についてみると、資本の流れにはやや異なったパターンがみられる。すなわち、証券投資は80年代まではOECD加盟国が圧倒的なシェアを独占していたが、90年代にはいるとOECD非加盟国がそのシェアを高めていること、一方、直接投資はすでに70年代からOECD非加盟国の占める比率が高かったが、80年代後半を除く時期はいずれも非加盟国の比率が高くなっており、直接投資の流れが発展途上国に向かっていることがうかがえる。90年代には、直接投資だけでなく、証券投資についても先進国から発展途上国への資本移動が増加しているのである。

また、直接投資と証券投資が海外投資全体に占める構成比の推移をみると、対外投資、対内投資ともに証券投資の比率が著しく上昇しているのが特徴であり、70年代後半と90年代前半とを比べると、前者は36.4%から62.5%へ、後者は55.0%から71.3%へと大幅に増加している。

要するに、今日では、直接投資の増加もさることながら、それ以上のテンポで証券投資が急伸しており、しかも発展途上諸国をも巻き込んだ資本移動が活発に展開されているのである。

ちなみに、以上の海外投資のなかでオフショア取引の規模が果たしてどの程度あるのかについては、データが欠如しているため確たる数値があるわけではないが、OECDなどの推計によれば、証券投資分野

* 1947年生まれ。76年京都大学大学院経済学研究科博士過程単位修得。77年大阪経済大学経済学部講師、以後、助教授、教授を経て、95年関西大学商学部教授、現在に至る。この間、89年4月～90年3月にブルッキングズ研究所(アメリカ)客員研究員として在外研究。専攻は財政学、租税論。日本財政学会、日本地方財政学会、日本租税理論学会、日本地方自治学会、National Tax Association、国際財政学会(IIPF)等に所属。主な著者は、『BASIC現代財政学』(共編著、有斐閣、1998年)、『税制改革への視点』(共編著、中央経済社、1988年)、『多国籍銀行』(共著、有斐閣、1984年)など。

表 1 海外投資の流れと構成 (億ドル)

	年 平 均			
	1976 80	1981 85	1986 90	1991 95
対外投資総額 (A)	657	1,069 (62.7)	3,515 (228.8)	5,822 (65.6)
直接投資	418	438 (4.8)	1,633 (272.8)	2,183 (33.7)
OECD加盟国	401	427	1,597	2,071
OECD非加盟国	17	12	37	112
証券投資(B)	239	631 (164.0)	1,882 (198.3)	3,639 (93.4)
OECD加盟国	153	594	1,861	3,542
OECD非加盟国	86	37	22	97
対内投資総額 (C)	664	1,307 (96.8)	3,893 (197.9)	7,080 (81.9)
直接投資	299	550 (83.9)	1,488 (170.5)	2,030 (36.4)
OECD加盟国	242	367	1,285	1,414
OECD非加盟国	57	184	203	617
証券投資(D)	365	757 (107.4)	2,405 (217.7)	5,050 (110.0)
OECD加盟国	351	721	2,356	4,469
OECD非加盟国	14	36	48	581
純流入総額	7	238 (3,300.0)	378 (58.8)	1,258 (232.8)
直接投資	-119	112 (94.1)	-145 (-129.5)	-153 (-5.5)
OECD加盟国	-159	-60	-312	-657
OECD非加盟国	40	172	166	505
証券投資	126	126 (0.0)	523 (315.1)	1,411 (169.8)
OECD加盟国	198	127	495	927
OECD非加盟国	-72	-1	26	684
(B)/(A) %	36.4	59.0	53.5	62.5
(D)/(C) %	55.0	57.9	61.8	71.3

(注) 1.()内は各期の対前期伸び率を示す。

2. 対外投資・対内投資・純流入の金額は、直接投資の場合には、国際収支項目の海外投資・対内投資に、証券投資の場合には、資産・負債に対応している。

3. チェコ共和国、メキシコはそれぞれ1995、94年にOECDに加入したが、ここには含まれていない。また、データの制約のため、スイスも含まない。

4. OECD非加盟国は、非加盟国のうち103か国について集計したものである。

(資料) H.H. Zee, "Taxation of Financial Capital in a Globalized Environment: The Role of Withholding Taxes", *National Tax Journal* Vol. LI, No. 3, sept. 1998, p. 589.

に関してはオフショア・ファンドへの投資は1兆ドルを超え、対外直接投資についてもタックス・フリーの条件下でのその投資額は毎年2000億ドルの規模を優にうまわっているとされている¹⁾。アンダー・グラウンドの世界につながる資金が巨大な層をなして国際金融・資本市場を徘徊しているといつてよい。

1) F.M. Horner, "The OECD, Tax Competition, and the Future of Tax Reform" (<http://www.oecd.org/daf/FSM/taxcompetitionarticle.html>). また、OECD, "Selected Figures on Offshore Investment Activities" (http://www.oecd.org/media/release/offshore_dataOct2000.pdf) を参照。

グローバル化は、先進国と発展途上国とを問わず各国の経済を緊密な相互依存関係のなかに組み込んでいく。そして、巨大な規模での経済活動、資本投資が国境をまたがって行われるようになると、所得・利潤の生産とその獲得・所有とが国境を超えて分離し、それだけ租税回避や脱税のおそれが強まる。

他方では、自国内への資本の誘致を促進したり、国外への流出を阻止するために、税制上の優遇措置を積極的に提供しようとする国や地域も登場してくる。とくに、他に有力な資源や産業をもたない国や地域などはその傾向が強く、国内にオフショア・センターを設置したり、タックス・ヘイブンとして立地しようとする志向を強める。そして、こうした「租税競争」が激化すればするほど、各国の課税ベースは浸食され、租税国家の基盤が掘り崩されてゆくことになるのである。

近年、国際課税の分野において有害な租税競争 (harmful tax competition) という考え方が「ホット・トピックス」のひとつとして注目を集めるようになったのも、こうした現実を背景としてであった。この直接のきっかけとなったのは、EUやOECDにおける動きである。すなわち、EUでは1997年12月1日、ECOFIN (蔵相) 理事会において「租税パッケージ」が採択され、OECDでも翌98年4月、有害な租税競争に関する「報告書」が閣僚理事会において承認されたからである。EUの「租税パッケージ」は、「事業課税に関する行動要綱 (the Code of Conduct for business taxation)」、および「貯蓄課税に関する指令 (savings Directive)」と「関連会社間における利子・ロイヤリティの支払いに関する指令 (Directive on interest and royalty payments between related companies)」からなる政策として、遅くとも2003年1月1日までに有害な租税措置を撤廃すべきことを合意したものである²⁾。一方、OECDにおいても、従来から租税委員会を中心に「税制の墮落 (fiscal degradation)」がとりあげられ、国際的な租税回避につながるおそれの強い租税競争 (tax competition) が議論されてきたが³⁾、1996年の閣僚理事会での要請を受けて同委員会内に組織されたタスク・フォースによって「有害な租税競争 出現しつつあるグローバルな問題 (Harmful Tax Competition An Emerging Global Issue)」と題する報告書がまとめられ、閣僚理事会での承認を受けた。いまや、有害な租税競争は抑制されるべき事態として、国際租税協調の舞台における重要な政策課題のひとつに掲げられるようになったのである。

後でもみるように、有害な租税競争とは何かについて明確な共通理解や基準があるわけではなく、EUとOECDのあいだにも捉え方には微妙な差がある。

カルロ・ピント (Carlo Pinto) によれば、一般に、「租税競争」とは、国内産業の競争力を高める目的から、あるいはまた、外国からの直接投資を促進するために、当該国内での租税負担を引き下げることによって、一国の国民経済を他国に比べて向上させることだとされる⁴⁾。しかし、租税競争には「良い租税競争」もあれば、「悪い租税競争」もある。前者の場合には、競争の結果として、政府は公共支出を合理的な水準に維持し、租税負担と公共サービスとの適切なバランスを保つようになるのに対して、後者、つまり「有害な租税競争」は税制の墮落と近隣窮乏化をまねき、そのためつぎのような3つの否定的な結末もたらすという。第1に、税収不足のために公共支出をまかなえなくなることである。この結果、政府は公共サービスの質の低下や福祉システムを後退させるか、ないしは代替財源を求めるかの選択を迫られる (あるいは、両者を同時に追求する)。代替財源を求めようとするれば、結局、労働所得への課税引き上げ

2) Cf. H. Hamaekers, "Tackling Harmful Tax Competition - a Round Table on the Code of Conduct: Introduction", *European Taxation*, Vol. 40, No. 9, Sept. 2000, p. 398.

3) 黒澤利武「OECDにおける金融課税をめぐる動き」金子宏編『国際課税の理論と実務 移転価格と金融取引』有斐閣、1997年、193ページ、参照。

4) C. Pinto, "EU and OECD to Fight Harmful Tax Competition: Has the Right Path Been Undertaken?", *Intertax*, Vol. 26, Issue 12, Dec. 1998, P. 386.

につながらざるをえず、垂直的・水平的公平に否定的な影響が生ずることがさげられない。第2に、投資決定が税制上の考慮要因によって影響を受けるために、資源配分にゆがみが生ずる。最後に、租税政策のあり方が市場の動向によって左右されるという、政治的、民主主義的観点からみた欠陥が生ずる。その結果、公共支出に必要なコストの適切な負担を、逃げ足の早い資本を含むあらゆる生産要素に求めるという租税政策の目標が無視される⁵⁾。

では、OECDあるいはEUは「有害な租税競争」をどのように把握し、いかなる対応をしようとしているのであろうか。

2 . OECD ・ EUと有害な租税競争

2.1 OECDにおける取り組みとその特徴

先にふれたOECDの「有害な租税競争」と題する報告書は、「第1章 租税競争 グローバルな現象」「第2章 タックス・ヘイブンおよび有害な租税優遇制度を識別するための要因」「第3章 有害な租税競争との対抗」の3つの章から構成されているが、付属文書として「有害な租税競争との対抗に関する理事会勧告」やルクセンブルク・スイスによる報告書・勧告等の受け入れを留保する旨の声明文などを含んでいる⁶⁾。報告書の内容自体についてはすでに各方面で紹介されているところであるが⁷⁾、本稿でも必要な限りにおいてここでふれておきたい。

まず、報告書がとりあげる対象地域は、OECD加盟国と非加盟国、およびその属領である。加盟国だけでなく、それ以外の広範な国と地域を対象としたのは、有害な租税競争という問題自体がグローバルな規模で取り組む必要がある課題であり、一部の国だけで解決できる問題ではないからである。とくにOECDの視野にあるのは、タックス・ヘイブンを利用した租税回避や脱税にどのように対処するかという問題認識であり、今回の報告書のねらいもどちらかといえばタックス・ヘイブン問題への対応に焦点が合わされているとみることできる。

対象とする活動は金融やその他のサービス活動のように地理的に移動しやすい活動(geographically mobile activities)である⁸⁾。製造業等に対する租税インセンティブや貯蓄利子の課税上の扱いなどの問題は、さしあたり考察から除外されており、今後の検討課題とされている⁹⁾。さらに、対象とする租税のタイプは、所得課税に限定され、消費課税¹⁰⁾や資産課税レベルでの租税競争は対象外とされている。

つぎに、「有害な租税競争」の定義、ないし判定基準についてみると、実は報告書は簡潔な定義さえ示

5) Cf. *Ibid.*, P. 387.

6) OECD, *Harmful Tax Competition: An Emerging Global Issue*, 1998. 水野忠恒(監修)高木由利子(訳)『有害な税の競争：起りつつある国際問題』日本租税研究協会, 1998年。ただし、訳文は邦訳にしたがっていない。

7) たとえば、谷口和繁「税の競争」『国際税務』Vol. 18, No. 3, 1998年3月, 水口純「OECD租税競争報告書の公表と今後の展望」『ファイナンス』1998年7月, 谷口和繁「有害な税の競争(Harmful Tax Competition)」『租税研究』1998年10月, 杉江潤「OECDにおける有害な税の競争プロジェクトについて」『租税研究』2000年10月, J.M. Weiner & H.J. Ault, "The OECD's Report on Harmful Tax Competition", *National Tax Journal*, Vol. LI, No. 3, sept. 1998, E. Osterweil, "OECD Report on Harmful Tax Competition and European Union Code of Conduct Compared", *European Taxation*, Vol. 39, No. 6, June 1999, など枚挙にいとまがない。OECD報告書が米, 欧, 日を含む世界的な注目を集めていることが、これらの文献からもうかがえる。

8) OECD (1998) p. 8. 邦訳, 2ページ。

9) OECD租税委員会は、「脱税と租税回避に関するワーキング・パーティ」に対し、クロス・ボーダーの利子フローが課税をまぬがれることのないように、情報交換と源泉徴収税をどのように活用すべきについて検討するよう委任したという。Cf. *Ibid.*, p. 10. 邦訳, 4ページ。

10) ただ、租税委員会は、現在、消費課税と関わる租税競争によって提起された課題に別途取り組んでいることが指摘されている。これは、電子商取引の課税問題を指しているものと思われる。Cf. *Ibid.*, p. 8. 邦訳, 3ページ。

していない。ピントもいうとおり、その定義は、報告書全体にばらまかれた個々の断片をつなぎ合わせることによって推定するしかとらえるすべがないため、混乱をまねかかねないおそれがある¹¹⁾。しかし、あえて定義らしいものを求めるとすれば、その出発点になるのは、報告書の次のような規定であろう。すなわち、ある国が「他国の課税ベースを侵食することを主要な目的とする特別な租税規定を立法化することによって、税制の相互作用を活用」¹²⁾することである、と。そのうえで、報告書は、(1)タックス・ハイブント、(2)有害な租税優遇措置を採用している諸国を区分しつつ、それぞれの判定基準を提示する。

前者の基準として掲げられる主要な項目は、①無税もしくは名目的課税、②有効な情報交換の欠如（厳格な守秘原則やその他の保護規定により企業・個人が課税当局の税務調査を免れることを保証する法制や行政慣行があるために、低い税負担から利益を得ている納税者（企業）に関しての情報交換が妨げられるもの）、③法制度、行政執行などにおける透明性の欠如、④実質的活動の欠如（ペーパーカンパニーでさえも種々の税制上の特典を享受できるなど、純然たる租税要因を動機とする投資や取引を誘導しようと企図しているもの）、の4つである¹³⁾。

他方、後者についても、①無税もしくは低い実効税率、②国内市場からの「遮断（ring fencing）」、③透明性の欠如、④有効な情報交換の欠如、の4つがあげられている¹⁴⁾。②は、当該国の租税優遇措置が国内市場から遮断されており、それがもつばら他国の課税ベースにのみ否定的な影響を及ぼすことを意味している。これは、課税上の便益が非居住者（企業）だけに限定されるケースと、租税優遇措置から便益を受ける投資家（企業）が明示的に、あるいは暗黙の了解として国内市場へのアクセスを否認されるケースとが想定されている¹⁵⁾。

さきのタックス・ハイブンの要件と有害な租税優遇措置国のそれとを比べると、「実質的活動の欠如」と「国内市場からの遮断」とが異なるものの、他はほぼ類似の項目があげられていることがわかる。報告書が強調するように、「関連所得に対して課税が全く行われないか、あるいは低い実効税率が適用されるにすぎないことが、あらゆる評価の出発点なのである¹⁶⁾」。報告書は、タックス・ハイブント租税優遇措置国との違いを重視する。なぜなら、前者は「所得税の『徹底した競争』を抑制しようとするに何ら関心がなく、積極的に他国の所得税収のイロージョンをひきおこそうとしている」のに対し、後者は、「かなりの額の税収をあげているが、それが有害な租税競争の蔓延によってリスクにさらされているため、他国との協同行動に同意する可能性が高い」からである¹⁷⁾。OECDにとっては、一定の租税措置が有害かどうかを判定する基準はまず税率の水準であり、ついで重要なのは情報交換の現状と見通し、あるいは納税者（企業）と課税当局との不透明な関係や立法、法制度上の不透明さである¹⁸⁾。つまり、税率、情報交換、透明性の側面から国際的なルールを整備することによりタックス・ハイブント包囲網を狭めてゆき、同時

11) C. Pinto, *op. cit.*, p. 390.

12) OECD (1998) p. 16. 邦訳, 12ページ。

13) *Ibid.*, p. 23. 邦訳, 22ページ。

14) *Ibid.*, p. 27. 邦訳, 26ページ。なお、この4項目のほかに、副次的な要因として8項目があげられている。それは、①課税ベースの人為的定義、②国際移転価格原則を厳守しないこと、③領土主義をとる居住地国での外国源泉所得の免税措置、④課税当局と納税者（企業）との交渉による税率・課税ベースの弾力的な決定、⑤守秘義務条項の存在、⑥租税条約の幅広いネットワークへのアクセス、⑦租税を最小化する手段と宣伝されている制度、⑧純粹に租税目的の活動ないし取り決めを促進する税制、である（*Ibid.*, p. 30-34. 邦訳, 30-35ページ）。ただ、このうち、④、⑤、⑧は主要4項目と重複しており、報告書はやや未整備の感を抱かせる。

15) *Ibid.*, p. 26 & 28. 邦訳, 27-28ページ。

16) *Ibid.*, p. 21. 邦訳, 19ページ。

17) *Ibid.*, p. 20. 邦訳, 18-19ページ。

18) ウェイナー＝オルトも、報告書が情報交換を重視していることを強調している。Cf. J.M. Weiner & H.J. Ault, *op. cit.*, p. 604.

に、租税優遇措置国を国際的な協調行動に加えていく、これがOECDのえがく戦略ではないか。「有害な租税競争」の判定基準にそのことが垣間みえるように思われる。

以上の点をふまえて、報告書は、「有害な租税競争」に対する対抗措置として19項目にわたる勧告を提案するとともに、「第15勧告」にもとづき6項目の「ガイドライン」もあわせて提案した。勧告は(1)各国内での立法・慣行に関わる分野、(2)租税条約に関わる分野、(3)国際協調の強化に関わる分野の大きく3つに分かれる。

まず(1)は、①被支配外国法人(CFC)対抗税制の導入ないし強化¹⁹⁾、②外国投資ファンド(FIF)の導入ないし強化、③国外所得免除制度の適用の厳格化、④居住者の国際取引・海外活動の資料情報申告制度の導入、⑤アドヴァンス・ルーリング基準の公開、⑥OECD移転価格ガイドライン(1995年版)の尊重、⑦銀行情報へのアクセスの確保、の7項目である。

(2)は、⑧情報交換の強化、⑨租税条約上の恩典を適用除外する規定の導入、⑩タックス・ヘイブン対抗税制(CFCなど)等が租税条約に反しないことの明確化、⑪租税条約における適用除外規定リストの作成・維持、⑫タックス・ヘイブンの既存租税条約の終結と新規条約の非締結、⑬国際的な協調執行プログラムの実施(同時調査、特定の情報交換プロジェクトなど)、⑭徴収共助(他国の租税債権の執行)条項の見直しと租税条約への編入、の7項目からなる。

(3)は今回の報告書の「目玉」であり、「今回初めて合意がなされた」と特徴づけられているものであるが²⁰⁾、⑮OECDガイドラインの策定とフォーラムの設置、⑯タックス・ヘイブンのリストの作成、⑰タックス・ヘイブンの関係に対する牽制、⑱適正な税務行政の執行にむけての国際協調、⑲非加盟国との対話の促進、の5項目からなっている。

一方、ガイドラインは6項目からなるが、そこでは、加盟国に対して①現状凍結(standstill)と②既存措置の縮減・撤廃(rollback)の義務が課され、有害な租税慣行を構成するような新しい措置の採用、範囲の拡大、既存措置の強化を見合わせるとともに、リスト・アップされた有害な税制措置を一定期日までに撤廃することが合意された²¹⁾。ガイドラインでは、このほかに③加盟国内の既存の有害な税制措置のリストを作成すること²²⁾、④フォーラムを通じた加盟国間での相互審査(peer reviews)の実施、⑤有害な税制措置に対しフォーラムを通じ加盟国間で協調して対抗すること、⑥フォーラムを利用して非加盟国がガイドラインを遵守するよう促すこと、が規定されている。

このガイドラインに基づき、98年10月、「有害な租税慣行に関するフォーラム」²³⁾が組織されたが、その目的はOECD加盟国だけでなく非加盟国も含め、有害な税制措置を識別し、撤廃することに置かれている。この間2か年近くの作業を経て、2000年6月、フォーラムは「有害な租税慣行の特定と撤廃の前進」²⁴⁾と題する報告書を公表した。そこでは、加盟各国の優遇税制についての自己審査(self reviews)や相互

19) CFC税制を採用している国は、OECD29か国のうち16か国であるという。Cf. J.M. Weiner & H.J. Ault, *ibid.*, p. 605.

20) 谷口和繁、前掲『租税研究』、51ページ。また、ウェイナー＝オルトも、この分野での勧告が「革新的(innovative)」だと評価している(Cf. J.M. Weiner & H.J. Ault, *op. cit.*, p. 606.)

21) 加盟国における優遇税制は、ガイドラインがOECD理事会により承認された日以内に、つまり2003年4月までに撤廃されなければならない。ただし、2000年末日時点において当該優遇制度により便益を得ている納税者については、そうした便益は遅くとも2005年末日までに廃止されるものとされた。Cf. OECD(1998) p. 70. 邦訳、61ページ。

22) 既存制度が優遇税制にあたるかどうかについて加盟各国は自己審査を行い、その結果、認定された優遇措置はフォーラムに報告され、ガイドラインが理事会に承認された日から2年以内にリストに掲載されるものとされた(*Ibid.* 邦訳、同上)。

23) このフォーラムはフランス・アメリカが議長国、日本・アイルランドが副議長国となり、この4か国が幹事国として運営されている。杉江潤、前掲論文、77ページ、参照。

24) OECD, *Progress in Identifying and Eliminating Harmful Tax Practices*, June 2000.

審査をふまえ、また、タックス・ヘイブンから得た回答に基づき98年報告書の基準に従って検証と審査が行われた。その結果、加盟国の47の優遇税制が「潜在的に有害」と判定される一方²⁵⁾、調査対象となった47の管轄地域(jurisdictions)のうち35地域がタックス・ヘイブンと認定されている²⁶⁾。

「潜在的に有害」と判定された加盟国の優遇税制は、保険、金融・リース、ファンド・マネージャー、銀行、ヘッドクォーター・レジーム、ディストリビューター・センター、サービス・センター、海運など多岐にわたり、61件がリスト・アップされているが、そのうちいくつかは複数の分野にまたがっているため、純計で47となっている²⁷⁾。「潜在的に」との条件が付されているのは、現時点では「有害」と断定できず、今後の検証と当事国の対応に委ねようとの意味合いとされている。フォーラムにとっては、潜在的に有害な税制がどのような場合に現実に有害な税制になるのかを判断する基準(アプリケーション・ノート)を開発することが、今後の重要な課題となる。加盟国の側でも、すでに合意した期限内に有害な税制を撤廃する努力が求められているが、万一期限内に撤廃されない場合、他の加盟国は98年報告書に示された防御的措置を採用することになると予想される。

他方、今回認定された35のタックス・ヘイブンが直ちに加盟国の「協調的防御措置(coordinated defensive measures)」²⁸⁾の対象になるわけではなく、2001年7月末日までに完成される予定の「非協力的タックス・ヘイブン(uncooperative tax havens)」のリストに掲載された場合に、この対抗措置が発動されることになっている。したがって、それまでの期間においては、OECD租税委員会がタックス・ヘイブンに対して有害な租税慣行を撤廃するよう働きかけることが重視されている²⁹⁾。実際、バミューダ、ケイマン諸島、キプロス共和国、マルタ共和国、モーリシャス共和国、サンマリノ共和国の6か国(地域)がタックス・ヘイブンの基準をみたまもの、2005年末日までに有害な税制を撤廃するとのコミットメントをすでに発表した。

2000年6月には、非加盟国との対話のためのシンポジウムも開催されており、OECDの有害な租税競争に対抗する取り組みは次第に前進を示し始めているといつてよからう。

2.2 EUにおける税制調和と有害な租税競争

EUはEEC、ECの時期を含め、税制調和にむけての長い歴史をもつが、この面では付加価値税の調和が先行してきた。取引高税の改革と調和への動きは1960年代に始まったが、77年には付加価値税第6次指令の成立をみるにおよび、ここに現行の共通付加価値税制度の基礎が形作られるに至った。その後、「域内市場の完成」、「通貨統合」などの目標が掲げられるとともに、付加価値税の調和は新たな段階に入ったとされるが、国境管理・調整の廃止のための指令案が第6次指令の修正に後退し、原産地主義への移行ではなく仕向地主義を原則とする過渡的制度が採用された後はやや停滞がみられたが、近年、電子商取引の発

25) *Ibid.*, p. 12.

26) *Ibid.*, p. 10 & 17.

27) 掲載されたリストによれば、OECD加盟29か国のうち、「潜在的に有害」な税制が存在しないとされた国は、オーストリア、チェコ、デンマーク、日本、メキシコ、ニュージーランド、ポーランド、イギリスの8か国である。Cf. *Ibid.*, pp. 12-14.

28) 防御措置として、フォーラムはさまざまな可能性を検討している。そのなかには、①非協力的タックス・ヘイブンとの取引ないしその有害な税制を利用した取引に対しては、所得控除、免税、税額控除などを認めない、②非協力的タックス・ヘイブンとの取引ないしその有害な税制を利用した取引に対しては、包括的な情報の申告を要求する(虚偽申告、無申告には重大な罰則)、③CFC税制の採用ないし強化、などがある。Cf. *Ibid.*, p. 25.

29) *Ibid.*, p. 18. リストに掲載されないための条件は、2005年末日までに有害な税制を撤廃するとの政治的コミットメントを公表することであるとされている(“scheduled commitment”)。その場合、当該タックス・ヘイブンはフォーラムと共同で、コミットメント発表の日から6ヶ月以内に、「受け入れ可能な計画」を作成するものとされている(*Ibid.*, p. 19.)。

展や付加価値税の脱税問題の深刻化にともない、再び調和への関心が高まりつつある³⁰⁾。

一方、直接税の分野は、EEC条約に税制調和に関する明文の規定がないこともあり、付加価値税に比べ大幅な立ち遅れを示してきたが、90年代に入りようやく進展の兆しを示し始める。90年7月の会社合併指令、親子会社間配当指令、移転価格に係わる二重課税調整規則および仲裁規則の3つからなるパッケージが、その動きを反映している。これらはそれぞれ、①異なる加盟国に所在する法人間の合併、分割、現物出資等の際の合併法人におけるキャピタル・ゲイン課税の原則的繰り延べ、引当金・準備金・欠損金の引き継ぎを認め、出資者についても出資持分の割当にもとづくキャピタル・ゲイン課税が行われぬようにする、②異なる加盟国に所在する親子会社間で、子会社が親会社に支払った配当について、子会社には源泉徴収税を免除し、親会社には受取配当非課税ないし配当に係わる子会社納税額分の税額控除を認める、③移転価格を理由として二重課税を受けた企業が不服を申し立てる場合の争訟手続を定める、というものであった³¹⁾。

だが、直接税制の調和への動きは長続きしなかった。同90年12月には、異なる加盟国に所在する親子会社間の利子・ロイヤリティに適用される源泉徴収税の免除を認める指令案、および、異なる加盟国に所在する子会社、支店等における損失控除の調整に関する指令案が提案されたが、これらは採択に至らなかった。また、75年に出された共通インピュテーション方式および共通法人税率の導入指令案が、同じくこの年に撤回された。さらに、92年には「会社課税に関する独立専門家委員会の結論と勧告」(『ルディング委員会報告』)が出され、画期的な法人税制の調和の方向が出されたが、結局、加盟国の受け容れるところとはならなかった³²⁾。

ルディング委員会報告の挫折、マーストリヒト条約における「補完性原則」の明文化(93年)、合併指令・親子会社間配当指令の加盟各国における国内法化の遅れ=実施先送り、あるいはまた、利子源泉徴収税(15%)の共通税制化に関する指令案(89年)に対するルクセンブルク・イギリス等の反対など、直接税制度の調和は遅々として進んでいないのである。

ところが、96年4月、ベロナで開かれた非公式のECOFIN理事会での「課税政策のグローバル・アプローチ」の採用は、域内租税協調への転換を告げるものとなった。そして、翌97年12月、ECOFIN理事会において「事業課税に関する行動要綱」を含む、「有害な租税競争に対抗するパッケージ」が採択されたことは、注目すべき変化といわなければならない。ここに、EUにおいても域内の「有害な租税競争」³³⁾に対抗する動きが一気に高まったからである。EU委員会が理事会にあてた「欧州連合における租税協調をめざして」と題する「コミュニケーション」は、その原因について次のように指摘している³⁴⁾。すなわち、(1)単一市場がこうむっているひずみを縮小するために、(2)税収の著しい落ち込みを防ぐために、また、(3)移動しやすい課税ベースに比べて、労働に対する税負担が高まりつつある傾向を逆転させるために、いまやヨーロッパ・レベルでの行動が必要になっているのだ、と。その説明はやや明確さを欠くが、(1)につい

30) EUにおける税制、とりわけ付加価値税の調和の動きについては、さしあたり、谷口勢津夫「ECにおけるTax Harmonizationの動向」水野忠恒編著『改訂版 国際課税の理論と課題』(「21世紀を支える税制の論理」第4巻)税務経理協会、1999年、西山由美「付加価値税のEU域内協調」租税法学会『租税の競争と調和』(租税法研究第26号)有斐閣、1998年、岩崎政明「ECの税法」松下満雄編『EC経済法』有斐閣、1993年、また、S・クノッセン「ECにおける税制の調和」石弘光編『グローバル化と財政』(シリーズ現代財政4)有斐閣、1990年、など参照。

31) 岩崎政明「法人税の国際的競争と調和」租税法学会、前掲書、29-30ページ、谷口勢津夫、同上、247-249ページ、参照。

32) 岩崎政明、同上、31-32ページ。

33) EU域内での具体的な租税競争の相克については、さしあたり、村井正「協調と競争 EUにおける税制調和のディレンマ」租税法学会、同上書、所収や、C. Pinto, *op. cit.* などを参照。

34) COM(97)495 final, Towards Tax Co ordination in the European Union, p. 2. なお、EU税制共通化の背景については、村井正「EU通貨統合と税制・資本市場への影響について」『租税研究』2000年8月号、も参照。

図1 EUにおける税負担率の推移



(出所) COM (97) 495 final, Towards Tax Co ordination in the European Union, p. 3.

ては、技術革新と電子商取引の発展により経済活動、とくにサービス業や資本移動の浮動性が強まり、したがって、税制の違いが事業決定に及ぼすインパクトが強められ、有害な租税競争のリスクを増幅していることが強調される。また、(2)は、税収の落ち込みが環境保全などの欧州共同体が取り組まなければならない重要な課題の遂行を困難にするだけでなく、通貨統合にむけて対応を迫られている財政赤字の解消をも困難にすることを意味する。最後に、(3)が最も強調される論点であるが、図1が示すように、80年代から90年代にかけての時期に、労働、とくに非熟練労働や移動性の低い被用者に税負担がしわ寄せされてきたことが明らかである（労働の税負担増加7%以上に対し、その他の生産要素の税負担減少10%以上）。租税競争によって引き起こされたこの社会階層内部での税負担のシフトは、雇用創出に重要な役割を果たす小企業や伝統産業(craft industries)を直撃し、非熟練労働者層の税負担を加重することによって、ヨーロッパにおける深刻な失業問題をさらに深刻にさせているのである。

「社会的市場経済というヨーロッパ・モデル(European models of a social market economy)」が、「社会」の側面からも(なぜなら、税制の再分配効果が弱められているから)、「市場」の側面からも(なぜなら、税のもたらすひずみが経済を非効率化しているため)危機に直面しているというのが、EU委員会の基本認識といってよい。

ところで、「パッケージ」を支える2つの柱を構成するのが、「行動要綱」とクロス・ボーダーの貯蓄所得に対する源泉徴収税の課税指令案である³⁵⁾。

まず、「行動要綱」であるが、共同体が協調して対抗すべきだと考える対象は、事業課税の分野において、「共同体域内での事業活動の立地に重大な影響を及ぼすか、あるいはそのおそれのある措置」である。

35) EUにおける有害な租税競争に対する取り組みやタックス・パッケージ、いわゆる「共存モデル」などについては、村井正「協調と競争 EUにおける税制調和のディレンマ」、前掲書、所収、同「EUにおける21世紀税制の課題 モンティからボルケスタインへ」金子宏先生古稀祝賀『公法学の法と政策』(上巻)、2000年9月、村井正・宮本十至子「EUにおける有害な租税競争と貯蓄所得課税共存モデル」『国際税務』Vol. 18, No. 12, 1998年12月、村井正・宮本十至子・森真成「EUの貯蓄所得課税の共存モデルの逐条的分析」『国際税務』Vol. 19, No. 3, 1999年3月、などを参照。なお、「パッケージ」を構成するもう一つの指令案、すなわち、異なる加盟国に所在する関連会社間での利子・ロイヤリティの支払いに適用される共通課税制度の提案は、域内資本の競争力の強化と域内資本移動、域内への資本流入の促進をめざす、いわば域内加盟国の結束を強めることを目的としてその課税を免除しようとするものであり、有害な租税競争の問題と直接には関わりをもたないので、ここでは省略する。

具体的には、「その実効的な課税水準が、非課税の場合を含め、当該加盟国で一般に適用されている水準よりも著しく低率になることを認める課税措置は潜在的に有害だとみなされる³⁶⁾。それは名目税率、課税ベース、あるいはその他のあらゆる関連要因をつうじてもたらされる。特定の課税措置が有害かどうかを判定する基準として、「行動要綱」は次の5点を掲げている。すなわち、①課税上の便益が非居住者に対してのみ、あるいは非居住者と行われる取引に関してのみ認められている、②便益が国内市場から「隔離されており (ring fenced)」、そのため国内の課税ベースに影響を及ぼしていない、③課税便益を提供している加盟国の国内において何ら実質的な経済活動を行っていないか、あるいは重要な経済的存在となっていないにもかかわらず、当該便益が供与されている、④多国籍企業グループ内での事業活動に係わる利潤決定のルールが、国際的に承認された原則、とくにOECDにおいて認められたルールを逸脱している、⑤法規定が行政レベルにおいて不透明なやり方で緩和されている場合をふくめ、課税措置が透明性を欠如させている、というのがそれである³⁷⁾。

有害な租税措置の判定については、加盟国は透明性と公開性の原則にしたがって相互に情報交換を行い、また、他の構成国の課税措置について討議する機会を要求できる。有害かどうかの判定を担当するのは、新たに設置される「行動要綱グループ」(98年3月発足)であり、これは加盟国のハイレベルの代表者等から構成される。判定にあたっては、さきの5基準のすべてを考慮にいれ、当該課税措置が共同体域内で有する効果に照らして行われなければならない。ただし、課税優遇措置が特定地域の経済発展を支援するために承認されたものである場合や、EC条約92条ないし94条において認められた国家補助に該当する場合には、別途配慮が加えられるものとされた。

「行動要綱」の地理的な適用範囲は共同体域内に限られるが、同時に、ここで確認された原則ができるだけ広い地理的範囲で採用されるように、第3国や加盟国の属領、関連地域などでも適用されるよう努力することがうたわれた。

また、OECDの場合と同様に、現状凍結 (standstill) と既存優遇措置の撤廃 (rollback) も規定された。

なお、優遇措置の廃止は、理事会の査定により延期が認められない限り、遅くとも2003年1月1日までに行われるものとされた。

つぎに、貯蓄課税指令案であるが、これはいわゆる「共存モデル (coexistence model)」の提案として有名になったものである。資本所得はもっとも移動性の高い、あるいは逃げ足の早い課税ベースである。各国の為替相場や金利の変動、国内金融・経済事情の変化、政治情勢の変化などに敏感に反応して、巨額のマネーが一気に国境を移動することは、この間の欧州、メキシコ、ロシア、アジアを襲った通貨危機の際に目の当たりにした現実であろう。その巨大な資金プールから発生するクロス・ボーダーの利子所得が各国の租税競争により、課税回避や脱税、非課税のチャンスを広げているとすれば、各国の経済は税制に誘発されたゆがみに悩まされる一方、巨額の税収欠損を招くことは明らかであろう。先にふれた89年の共通源泉徴収税指令案の挫折をへて、再び同様の提案が登場してきたのはこうした環境変化のゆえであった。

指令案の骨子は、①課税対象となるのは、共同体域内で、支払国以外の加盟国に居住する個人に対し支払われた利子所得である、②各加盟国は「共存モデル」にしたがい、最低20%の源泉徴収税を課税するか、あるいは、個人に支払われた利子についてその個人の居住する加盟国に対し情報を提供するかを選択する³⁸⁾、

36) OJ No. C 2/3 of 6 Jan. 1998, Code of Conduct on Business Taxation.

37) *Ibid.*

38) EU委員会が理事会に送った文書によれば、この規定は加盟国が情報提供と課税の両制度を採用することを妨げないとされているが、指令案には明記されていない。Cf. COM(97)495 final, p. 7.

③実施にあたっては、利子の支払いに責任を持つ銀行などの支払い代理機関が、情報の提供ないし源泉課税の義務を負う、④他の加盟国から利子を受け取る個人は、選択により源泉地国ではなく自らの居住地国で課税を受けることもできる、⑤二重課税を避けるために、利子を受け取る個人の居住地たる加盟国は他の加盟国で控除される源泉税について、そのあらゆる事例に注意を払うことが要請される。もし控除される税額が居住地国の税率を上回る場合には、その差額が支払い代理機関の設立された加盟国により払い戻されることになる、というものである³⁹⁾。

なお、課税対象となる利子の定義として、指令案第5条は、(a)あらゆる種類の貸付債権 (debt claim) から生ずる所得、(b)貸付債権の価額の増加、(c)集団投資機構による譲渡可能証券の引き受けに対して分配される所得、(d)前記(c)の引き受け分のうち一定の投資単位が償還されたときの償還価格とその投資単位の発行価格ないし購入価格との差額、の4つのカテゴリーをあげている⁴⁰⁾。

さて、「パッケージ」は理事会において全員一致で⁴¹⁾承認されたものの、その後の展開は必ずしも順調なわけではない。たとえば、「行動綱領グループ」はこれまでの2回の中間報告をふまえて、99年11月には有害な租税競争について最終報告書をECOFIN理事会に提出したが、加盟国はこの報告書をそれほど熱意を持っては受け止めていないという⁴²⁾。最終報告書は66の有害な課税措置をリスト・アップしたが、そのうちもっとも多く措置を指摘されたのはオランダであり、それより数ははるかに少ないがベルギー、アイルランド、ルクセンブルクがこれに次ぐという⁴³⁾。それだけに、オランダ、ルクセンブルクなどの反発と批判も強い。また、他の加盟国の間でもリストの基準が一貫していないなどの批判があるという。ハメカースは、有害な課税措置の撤廃期限は2003年1月1日であるが、「行動綱領グループ」の結論がどうなるかはなお不確実だと指摘している。ただ、彼によれば、「タックス・パッケージ」で提案された措置はいずれも相互に関連しており、その成否はすべてか無かになりやすく、その点では、フェイラのECOFIN理事会(2000年6月)において、貯蓄指令について合意に達したことは注目すべきことだという⁴⁴⁾。マリオ・モンティのあと、域内市場担当欧州委員会委員となったボルケスタインが「私は、EUレベルでの有害な租税競争に対抗しようと加盟諸国が強い意思を持ち続けていることに、依然として自信を持っている」と述べていたことが現実になり始めたといえるのかもしれない。

3. 共存モデルと国際租税協調

以上みてきたように、有害な租税競争に対抗するためのグローバルな取り組みが、OECDとEUにおいて符節を合わすかたちで登場してきたことは、国際租税協調を通じて各国税制の見直しと再生を図ろうと

39) OJ C No. 178 of 8 June 1998, Proposal for a Council Directive to ensure a minimum of effective taxation of savings income in the form of interest payments within the Community.

40) *Ibid.*, C 212/16. なお、その内容の詳細については、とりあえず、村井正、前掲「EUにおける21世紀税制の課題」233-234ページ、を参照。

41) つまり、ルクセンブルクも承認した。Cf. E. Osterweil, *op. cit.*, p. 98.

42) H. Hamaekers, *op. cit.*, p. 398.

43) *Ibid.*。ガーンジー、ジャージー、マン島、ジブラルタルを考慮にいれなければ、スウェーデン・イギリスはリストに載らないという。

44) *Ibid.*, p. 399. ちなみに、日本経済新聞、2000年11月28日付によれば、27日に開かれた蔵相理事会で、2003年にも導入する予定の共通税制改革の法案の骨格で合意したという。焦点となっていた非居住者の利子課税については、当初3年間は源泉徴収税率を15%とし、その後4年間は20%に引き上げ、最終的には投資家が居住する国で一括して課税する総合課税方式に一本化する。66項目の法人向け租税特別措置の撤廃を含め、EUの共通税制がようやく動き出す、と報じられている。

45) F. Bolkestein, "Taxation and Competition: The Realization of the Internal Market", *European Taxation*, Vol. 40, No. 9, Sept. 2000, p. 402.

表2 有害な租税競争の定義 (EUとOECD)

有害な租税慣行の識別基準	EU行動要綱	OECD報告書
i) 非課税ないし名目的課税		×
ii) 租税措置の標準的税制からの乖離	×	×
iii) 国内経済からの隔離	×	×
iv) 実質的経済活動が存在しないこと	×	×
v) 国際的に承認された原則とは異なる課税所得の計算	×	×
vi) 透明性の欠如 (行政上の慣行)	×	×
vii) 実効ある情報交換の欠如 (銀行秘密に関する法律)		×
viii) その他の経済指標		×

(注) ×は「明示あり」、は「示唆あり」、-は「指摘なし」を表す。

(出所) Pinto, "EU and OECD to Fight Harmful Tax Competition: Has the Right Path Been Undertaken? ", *Intertax*, Vol. 26, Issue 12, Dec. 1998, P. 392.

するところみとして、重要な意義を持つものといえる。各国が置かれている社会的、経済的、政治的な諸条件には大幅な多様性や格差が避けられず、利害の違いが錯綜して現れてくるため、租税協調が直線的に進むことはありえないが、試行錯誤を繰り返すなかでより望ましい国際租税原則を発見し、それに近づいていくことが求められていると考えられるからである。

この点では、いわゆる「共存モデル」は、「有害な租税競争」を克服してゆく、より幅の広い租税協調を実現していくための、当面の手がかりになるのではないか。

ピントはOECDの98年報告書とEU「行動要綱」とにおける「有害な租税競争」の定義について比較分析を行っている。表2がその総括表であるが、これによって明らかのように、「行動要綱」の場合には「実効ある情報交換の欠如」が定義には存在せず、この点がOECDとの違いがもっとも大きい点だとされている⁴⁶⁾。また、「非課税ないし名目的課税」がOECDにおいてはタックス・ヘイブンの基準として明確に「有害」とされているのに対し、EUにあっては「潜在的に有害な」課税措置とされ、「有害」の基準としては位置づけられていない点が指摘されている。

しかし、「共存モデル」が「有害な租税競争に対抗するためのタックス・パッケージ」の不可欠の一部として組み込まれていることから判断すれば、EUの定義にあっても情報交換は重要かつ不可欠なファクターとして位置づけられているとみるべきではないか。

他方、OECD報告書においても、源泉徴収税と情報交換の重要性について次のような指摘が行われている。すなわち、「クロス・ボーダーの貯蓄手段、とくに銀行預金の利子に対する課税の取扱いについては、委員会が現在、源泉徴収税と情報交換の活用をふくめ、クロス・ボーダーの利子フローを取り扱うための勧告を作成する可能性をさくっている段階であるため、プロジェクトのこの第1段階では考慮されていない。委員会は、脱税と租税回避に関するワーキング・パーティに対し、クロス・ボーダーの利子フローが課税を免れることがないようにするために、情報交換と源泉徴収税をどのように活用できるかを検討するよう、指示を行った」、と⁴⁷⁾。

要するに、「パッケージ」ないし共存モデルもOECD報告書も、ともに「有害な租税競争」に対抗する

46) C. Pinto, *op. cit.*, p. 393.

47) OECD (1998) pp. 9 10. 邦訳, 4 ページ。

重要な手段として源泉徴収税と情報の交換をとらえていることがわかる⁴⁸⁾。

IMFのエコノミストであるズィー（H. Zee）やタンズィ（V. Tanzi）らは、情報交換の重要性を強調するとともに、さらに進んで国際課税原則のあり方そのものも見直さなければならないのではないかと問題提起している⁴⁹⁾。

表3 利子・配当所得に対する源泉徴収税率（OECD加盟国）

	子			配 当		
	非 居 住 者		居 住 者	非 居 住 者		居 住 者
	租税条約締結国	租税条約非締結国		租税条約締結国	租税条約非締結国	
オーストラリア	10	10		15	30	
オーストリア			25	0, 10, 15	25	25
ベルギー	10, 15	15	15	0, 10, 15	25	25
カナダ	10, 15	25		10, 15	25	
チェコ共和国	0, 10	15, 25	15, 25	10, 15	25	25
デンマーク				15	25	25
フィンランド	0, 10	0, 28	0, 28	15	28	
フランス	0, 10, 15	25, 35		15	25	
ドイツ			30	15	26.9	26.9
ギリシア	7.5, 10, 15	7.5, 15, 40	7.5, 15, 20			
ハンガリー	0, 10, 15	18		10, 15	23, 33	23
アイスランド				15	20	
アイルランド	0, 10	15, 26	15, 26			
イタリア	10, 15	15	12.5, 27, 32.5	10, 15	32.4	10
日本	10	20	20	15	20	20
韓国	10, 15	27.5		15	27.5	
ルクセンブルグ				15	25	25
メキシコ	4.9, 15	15, 35				
オランダ				15	25	25
ニュージーランド	10, 15	10, 15		15, 30	15, 30	
ノルウェー				15	25	
ポーランド	10	20	20	10, 15	20	20
ポルトガル	10, 15	20	20	15	25	25
スペイン	0, 10, 15	25	25	15	25	25
スウェーデン			30	15	30	30
スイス	10, 15	35	35	15	35	35
トルコ	10	10	10	15	20	20
イギリス	0, 10, 15	20	0, 20			
アメリカ	0, 10, 15	30		15	30	

（注）1．ここでの利子・配当所得は証券投資によるものである。

2．源泉徴収率は、各国とも、主要なもののみを示す。多くの国では、これ以外にも、さまざまな付加的税率が存在する。

（資料）H.H. Zee, *op.cit.*, p. 592.

48) 邦訳，4ページ。OECD報告書はまた、「EU要綱」とOECDガイドラインとは、広い範囲にわたり、とくに有害な優遇税制を識別するのに利用する基準に関しては両立するものであり、また相互に補強し合うものである」とも述べている。Cf. *Ibid.*, p. 11. 邦訳，6ページ。

49) V. Tanzi and H.H. Zee, "Taxation in a Borderless World: The Role of Information Exchange", G. Lindencrona, S. O. Lodinand B. Wiman (ed.) *International Studies in Taxation: Law and Economics*, 1999; H.H. Zee, "Taxation of Financial Capital in a Globalized Environment: The Role of Withholding Taxes", *National Tax Journal*, Vol. LI, No. 3, sept. 1998.

表4 利子・配当所得に対する源泉徴収税率 (OECD非加盟国)

	利 子			配 当		
	非 居 住 者		居 住 者	非 居 住 者		居 住 者
	締 結 国	非 締 結 国		締 結 国	非 締 結 国	
アフリカ						
ケニア	12.5	12.5	15	10	10	7.5
南アフリカ						
ジンバブエ	10	10	30	10	15, 20	15, 20
アジア						
中国	10	20		0, 10	0, 20	
インド	10, 15, 20	20	10, 20, 21.5			
シンガポール	10, 15	15				
BRO						
カザフスタン	10	15	15	15	15	15
リトアニア						
ロシア	0, 15	15		10, 15	15	15
中東						
エジプト	0, 32	0, 32	0, 32			
ヨルダン				10	10	10
パキスタン	10, 15	20, 30	10, 30	15	15	
西半球						
アルゼンチン	12.5, 13.2	13.2	0.5, 2.5			
ブラジル	15	15	15			
チリ	4, 35	4, 35		35	35	

(注) 1. ここでの利子・配当所得は証券投資によるものである。
 2. 源泉徴収率は、各国とも、主要なもののみを示す。多くの国では、これ以外にも、さまざまな付加的税率が存在する。
 3. BROは、バルト海諸国・ロシア・その他以前のソ連邦諸国をさす。

(資料) *Ibid.*, p. 593.

伝統的な国際課税原則に居住地原則 (residence principle) と源泉地原則 (source principle) とがあることは周知のとおりである。通常、多くの国は2つの原則をミックスした制度をとり、事業所得 (active income) の課税権はもっぱら源泉地国に帰属させ、証券投資所得 (passive income) の課税権は源泉地国と居住地国とでシェアするシステムを採用している。そして、OECDモデル租税条約では、源泉地国の源泉徴収税率には上限(現行10%) が設けられている。表3, 表4はOECD加盟国, 非加盟国について利子・配当所得に対する源泉徴収税率の状況を示したものである。非居住者の利子・配当について源泉課税をまったく行っていない国が少なからず存在するだけでなく、その税率水準がとりわけ租税条約締結国の場合に低いことがわかる。そのうえ、投資家の居住地国でも税率のフラット化や有害な課税優遇措置、さらには租税回避・脱税などによって税負担の軽減・回避が図られているとすれば、逃げ足の早い所得は世界中どの国の課税権にも服さない結果となる。

こうして、グローバル化した国際金融環境と資本の移動性の高まりが、既存の国際課税システムを脅かすことになるのは避けられない。なぜなら、すでにみたように資本のグローバルな流動を牽引しているのはむしろ証券投資であり、ますます増大する投資所得に対して源泉地国よりも優越する課税権をもつ居住地国の課税ベースは本来拡大するはずであるが、実際には十分に課税権を行使することができていないのが現状だからである。ズイーは、こうした困難に対処するには2つの方法しかないと主張する。すなわち、源泉地国の課税権を強化し、源泉徴収税の水準を引き上げることと租税当局間での情報交換の緊密化

である⁵⁰⁾。

もちろん、源泉徴収課税の強化には資本の側、居住地国の側からの反発が予想され、実行に移されるかどうか政治的には大変むずかしい選択肢であろう。しかし、税の密漁 (poaching) によって居住地国の課税権すら空洞化し始めているとき、多国間、2 国間の枠組みを活用して税収配分問題への対応を図りつつ、源泉地課税の比重を高める方向こそが困難な課題を実現させるゆえんであるとのズイーの結論には、「共存モデル」の延長線上に位置づけ直してみれば、傾聴すべき点が多いように思われる⁵¹⁾。

50) H.H. Zee, *ibid.*, p. 591.

51) *Ibid.*, p. 597.